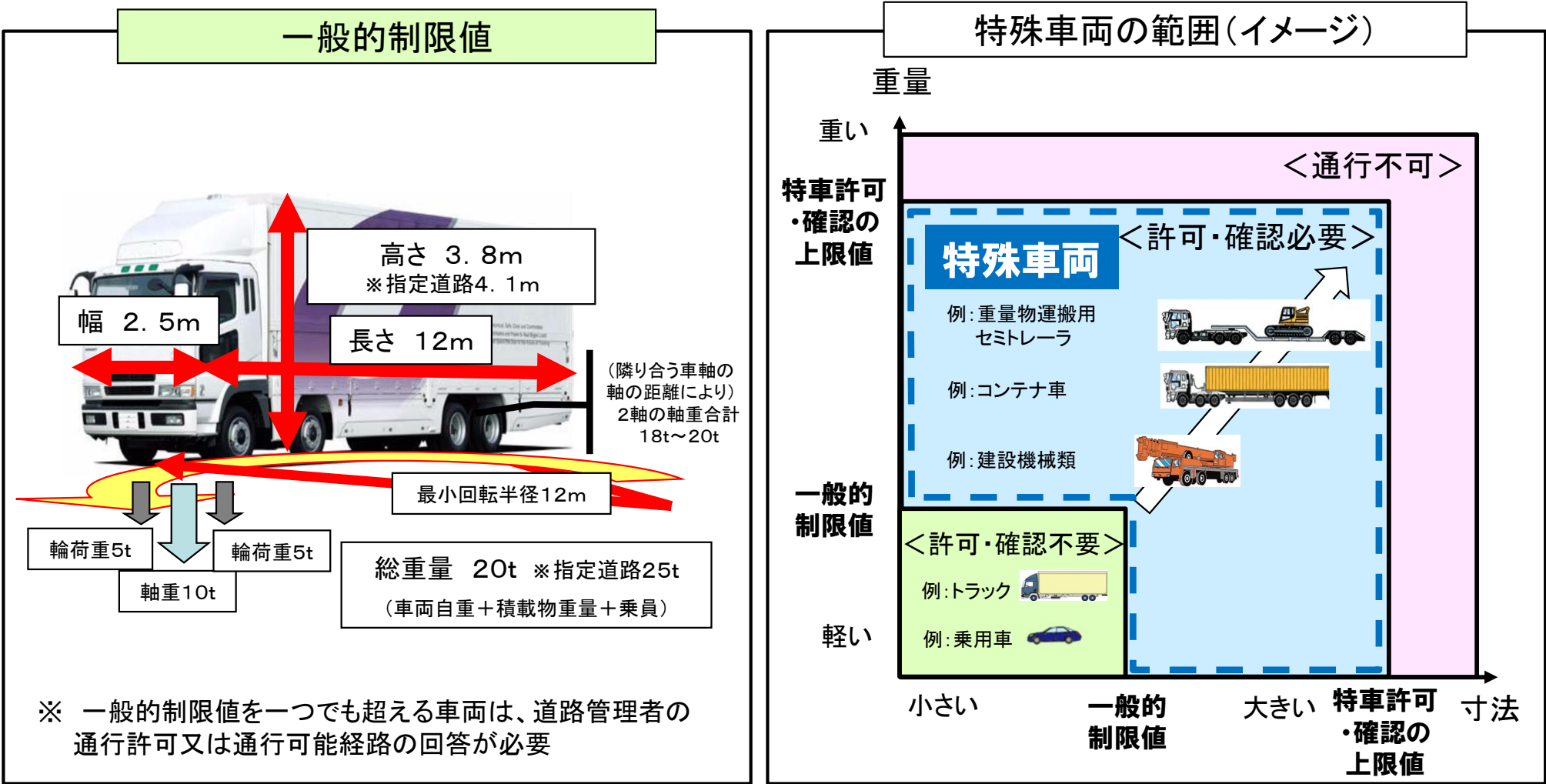


特殊車両通行制度について

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答



デジタル化の推進による新たな特殊車両通行確認制度の導入(令和4年4月1日から運用)

特殊車両通行手続

許可制度



審查

協議(地方公共団体)
※手作業

決裁・許可証発行

許可 (申請した1経路のみ)

通行

(許可を受けた1経路を通行可)

事業者の手続

行政の手続

実際の
通行

確認制度(新制度)

電子データ化された道路情報に基づき国が一元的に処理

車両の登録

経路検索（確認の求め）
（ウェブでいつでも検索可能）

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)



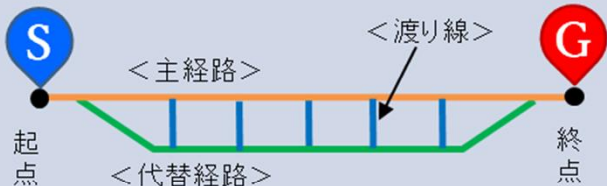
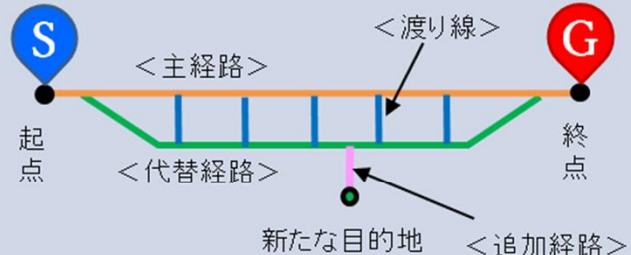
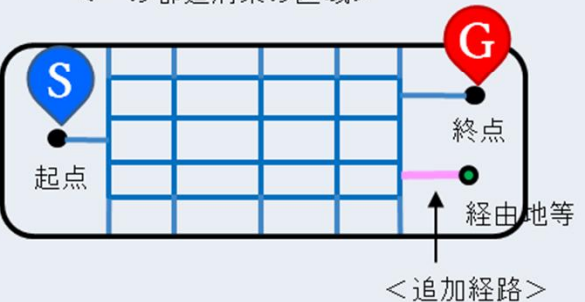
通行

(回答を受けた経路を通行可)

※許可制度と確認制度は併存

特殊車両通行確認制度の概要 -経路検索方法について-

- 通行可能経路の確認方法は、①2地点双方向2経路検索 と ②都道府県検索 があり、利用者の通行形態に応じて選択が可能です。
- 一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能です。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
2地点双方向 2経路検索※	○ 起点から終点までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて 確認		
都道府県検索※	○ 起点、終点を含む都道府県 内の道路網を確認		

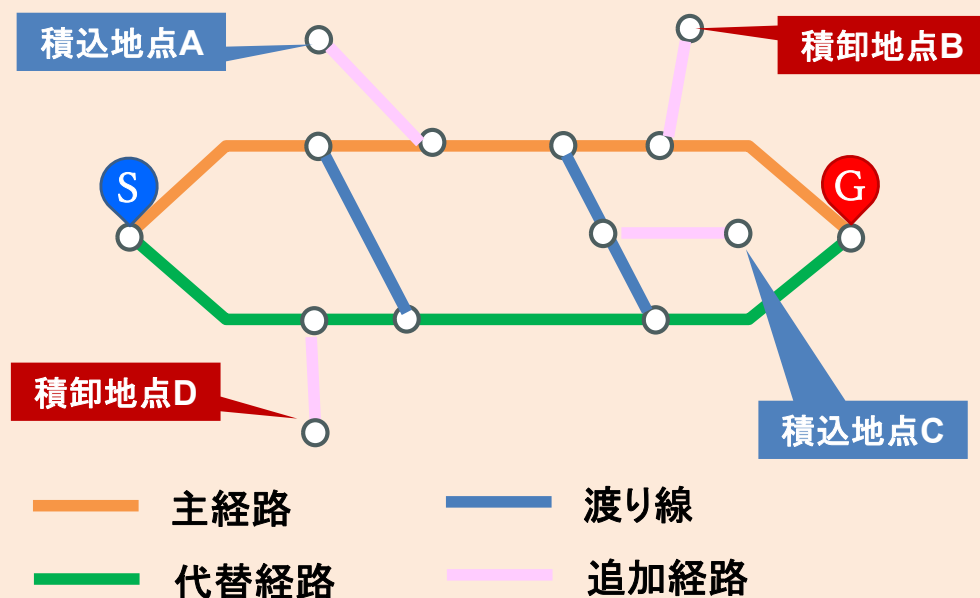
※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

ユースケース

○ 特車通行確認制度の特徴をうまく活用することで、お安く通行可能経路が取得出来たり、スポット的な依頼や急な依頼への対応が可能となります。

■固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い

➡ 主要な積込・積卸地点を2地点双方向2経路検索で設定し、それ以外積込・積卸地点を追加経路で設定

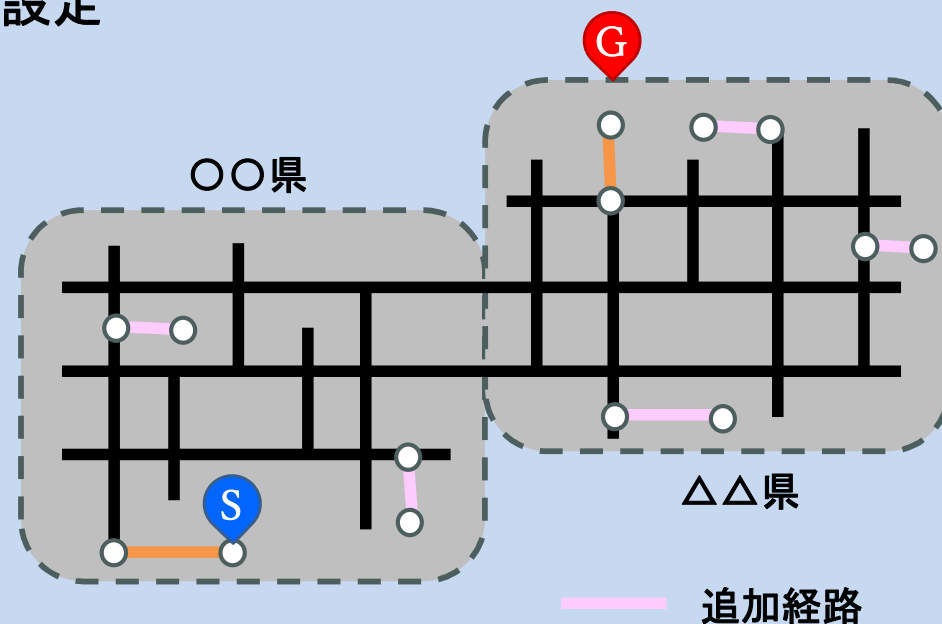


取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、安価に通行可能経路を取得

走行する都道府県の数によっては、都道府県検索の場合が安くなる場合があります。

■スポット的な依頼、急な依頼が多い

➡ 最大積載量で都道府県検索で経路取得しておき、依頼の都度、追加経路で積込・積卸地点を設定



急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

最大積載量で経路を取得した場合、実際の積載量で通行可能な経路が取得できない場合があります